

令和 3 年 (ワ) 第 23302 号 国家賠償請求事件

原告 大川原化工機株式会社 外 5 名

被告 国 外 1 名

第 6 準備書面

(被告東京都準備書面(3)に対する反論)

令和 5 年 2 月 20 日

東京地方裁判所民事第 34 部合議甲 B 係 御中

原告ら訴訟代理人

弁護士 高田



弁護士 鄭一志



弁護士 河村尚



弁護士 我妻崇明



弁護士 山城在生



弁護士 三木隼輝



原告ら訴訟復代理人

弁護士 坂井萌



本準備書面では、被告東京都の令和4年1月27日付け準備書面(3)における主要な主張に対し必要な限度で反論を行う。なお、原告らが既に提出した書面において定義した語句は、本準備書面においても同一の意義を有するものとして用いる。また、カッコ内にて参照するページ数は、ことわりのない限り被告東京都準備書面(3)のそれを指すものとする。

目 次

第1 本件要件ハの解釈運用について.....	3
1 被告東京都が依拠する証拠はいずれも経済産業省の解釈運用を根拠付けるものとして信用に足りないこと	3
2 原告らの主張に対する被告東京都の反論が当たらないこと	6
第2 温度実験について.....	15
1 温度が上がらない箇所の特定について	15
2 粉体実験を行わなかったことについて	17
第3 取調べの違法性に対する反論.....	21
1 原告島田の嫌疑の程度について	21
2 事前に恣意的な供述調書を作成したとの主張について	24
3 供述調書を修正等する機会を不当に妨害したとの主張について	25
4 誘導や詐術的発言、恫喝を含む言動をしたことについて	29
5 本件弁解録取書に係る主張について	31

第1 本件要件ハの解釈運用について

1 被告東京都が依拠する証拠はいずれも経済産業省の解釈運用を根拠付けるものとして信用に足りないこと

本件要件ハの解釈運用に関する争点は、①外事一課員が「殺菌」に「乾熱殺菌」が含まれると判断したことが不合理といえるか（以下「争点①」という）、②本件省令第2条の2第1項第2号に規定された細菌の一種類でも殺菌することができれば足りると判断したことが不合理といえるか（以下「争点②」という）、及び③曝露防止構造を備えていることが規制要件でないと判断したことが不合理といえるか（以下「争点③」という）であるところ、被告東京都はこれらの争点に関し、上記各判断は国内法令及びその解釈運用に沿ったものであると主張するが、その根拠として本件通達の存在以外の客観的証拠を何ひとつ提出できていない。むしろ、輸出管理品目ガイダンスやマトリクス表、EU対比表等の内容を見れば、上記各争点に関して、経済産業省においてAGの合意内容と異なる解釈や運用がなされていた事実はないことは既に詳述してきたとおりである。

本件では、本件通達の内容がAGの合意内容と齟齬を来たしているところ、当該齟齬が何らかの政策に基づき意図的に設けられたものであるならば、当該政策、意図の存在を示す客観的資料を証拠として提出することができるはずである。

被告らが国の政策、立法に関する資料を一切提出できない以上、国際的な合意と異なる（また、他国において類を見ない）規律を法令上の根拠もなく（本件通達は法令ではない。）採用することなど到底許されない。

また、被告東京都が自らの主張の根拠として挙げる経済産業省の職員の供述調書等は、以下に詳述するとおり、いずれも本件噴霧乾燥器の輸出時における経済産業省の解釈運用を根拠付けるものといえない。

(1) ■■■課長補佐の供述調書（丙4）、及び■■■課長補佐の供述調書（丙10）

被告東京都は、本件噴霧乾燥器1に関する争点①及び争点②について、
■課長補佐の供述調書の記述を、本件噴霧乾燥器2に関する争点①及び争点②について、■課長補佐の供述調書の記述を根拠に挙げる（9頁、12頁）。

しかし、これらの調書において、■課長補佐及び■課長補佐は、「本件省令第2条の2第1項第2号に規定された細菌の一種類でも殺菌することができれば足りる」とは述べていないから、争点②に関する被告東京都の主張を直接基礎付けるものとはいえない。

また、同調書は、令和元年6月14日ないし同年10月17日に作成されたものであって、本件噴霧乾燥器の輸出時から相当期間を経過している上、本件刑事訴訟における検察官の立証のために作成された書面であるから、事後的な理論武装を施されている余地が十分にある。そして現に、経済産業省は、平成29年10月から2月にかけて、警視庁公安部との間で十数回に渡る面談等を行っているところ、(3)において詳述するとおり、これらの面談等を通じて経済産業省の解釈が変更されていることが証拠上明らかになっている。

したがって、■課長補佐の供述調書（丙4）及び■課長補佐の供述調書（丙10）は、本件噴霧乾燥器の輸出時における経済産業省の解釈運用に関する証拠としての価値に乏しい。

(2) 安保管理課長から東京法務局訟務部長宛の回答（丙25）

被告東京都は、本件噴霧乾燥器に関する争点①ないし争点③について、安保管理課長から東京法務局訟務部長宛の回答（丙25）を根拠に挙げる（9頁、12頁、13頁）。

しかし、同回答は、本訴訟の提起後に被告国の職員が作成した書面であるばかりか、令和2年3月12日現在の経済産業省の解釈を回答したに過ぎないから（丙25・2頁）、本件噴霧乾燥器の輸出当時の経済産業省の解釈運用に関する証拠としての価値はない。

(3) 安保管理課長の調査嘱託回答（甲148）

被告東京都は、本件噴霧乾燥器に関する争点①ないし争点③について、安保管理課長の令和4年9月14日付け調査嘱託回答（甲148）を根拠に挙げる（9頁、12頁、13頁）。

しかし、同調査嘱託回答は、本訴訟の提起後に、被告国の職員が作成した書面であるから、本件噴霧乾燥器の輸出当時の経済産業省の解釈運用に関する証拠としての価値に乏しい。

さらに、上記回答は、その後証拠として提出された検査メモ（乙8の38）の内容と明白に矛盾する内容を含んでおり、故意に虚偽を含む回答をするものである以上全体として到底信用できない。

すなわち、警視庁公安部が[]大学校の[]教授と平成29年1月2月8日に面談し、聴取した内容を記録した検査メモ（乙8の38）には、「芽胞形成菌のみを規制対象とすることについて」との項目の下、[]教授の意見として、「経済産業省が芽胞形成菌のみを規制対象とすることについて、私は合理的な理由にはならないと思う」（下線は原告ら代理人による）との記載がある。

かかる記載は、警視庁公安部と[]教授との面談に先立って、経済産業省が警視庁公安部に対し、本件要件ハの「殺菌」の対象が芽胞形成菌に限定されるとの解釈を示していた事実を前提とするものである。

付言すれば、警視庁公安部は、平成29年12月初旬に数回にわたり経済産業省と面談及び電話聴取を行っているようであり（文書提出命令申立書 別紙2・証拠番号2549～2551ご参照）、殺菌の対象が芽胞形成菌に限定されるべきとの解釈は、これらの面談等の際に聴取されたものと推察される。

しかるに、安保管理課長の調査嘱託回答（甲148）は、本件噴霧乾燥器の輸出当時において、経済産業省は本件省令第2条の2第1項に規定している細菌等のいずれか一種類以上を死滅させることができればよいとの解釈をしていたとの回答をするものであるところ、当該解釈は、殺菌の

対象が芽胞形成菌に限定されるとの上記捜査メモの内容と明らかに矛盾する。

したがって、同調査嘱託回答は、捜査メモに記載された信用性の高い内容と明らかに矛盾する、虚偽の事実を述べた文書であるから、全体として信用力がないと言わざるを得ない。

なお、殺菌の対象が芽胞形成菌に限定されるべきとの解釈は、経済産業省のみならず、複数の専門家から聴取されていたことを付言する（乙8の35、乙8の36）。

(4) 捜査報告書（丙A58）

被告東京都は、本件噴霧乾燥器に関する争点③について、捜査報告書答（丙A58）を根拠に挙げる（13頁）。

しかし、同捜査報告書は、本件刑事訴訟の起訴後に公判担当検事が経済産業省の職員から聴取した内容を記載したものであるから、本件噴霧乾燥器の輸出当時における経済産業省の解釈運用を示す根拠にはならない。

とりわけ本件では、平成29年10月から2月にかけて、警視庁公安部と経済産業省との間で十数回に渡る面談等が行われており、前述のとおり、これらの面談等により経済産業省の解釈が変更されていることが窺われる所以であるから、本件刑事訴訟の起訴後に聴取された内容が本件噴霧乾燥器の輸出当時と同様であったとは尚更いえない。

2 原告らの主張に対する被告東京都の反論が当たらないこと

(1) 国内法の解釈においてAGの合意内容が斟酌されるべきであるとの原告らの主張に対する反論（6頁～8頁）について

ア. 捜査報告書（丙A58号証）

被告東京都は、捜査報告書（丙A58）2頁に記載された内容を根拠に、「本件要件ハの「殺菌」の解釈についても国内法令に沿って解釈運用していることは明らかである」と主張する（7頁～8頁）。

しかし、上述のとおり、同捜査報告書は、本件刑事訴訟の起訴後に公判担当検事が経済産業省の職員から聴取した内容を記載したものであ

るから、本件噴霧乾燥器の輸出当時における経済産業省の解釈運用を示す根拠にはならない。

また、A G の合意が直ちに国内において法的拘束力を有しないとしても、A G の各参加国は、国内法の制定にあたり国際的に合意された原文を忠実に反映させるのが原則であるから（乙 8 の 27（[] 教授の検査メモ）、丙 A 104（経済産業省の職員の供述調書））、本件要件ハは、国内法制定にあたり A G の合意と異なる規律を敢えて定めたとの特別の事情がない限り、A G の合意と同一の意義を有すると解釈するのが相当である。日本だけが国内向けに A G の合意と異なる又は広範な規制を特別の理由なく敷いても、そのような規制により日本からの輸出が禁止される貨物を他の A G 参加国が輸出してしまえば、結局世界的にみても機器が兵器製造に転用されるリスクは減らないからである。国際的に協調して規制しなければ、何の意味もないばかりか、日本の産業の国際競争力を低下させてしまうのである。

しかるに、検査報告書（丙 A 58）2 頁 1（1）は、各参加国が A G での合意内容を担保するために国内法を整備し、解釈運用している旨の一般論を述べるのみで、本件要件ハ（ないし本件通達）が A G の合意と異なる内容を特別に定めていたことを裏付ける経緯・事情（言い換れば、A G の原文と異なる又は広範な規制を敷く必要性を裏付けるような、被告東京都のいう日本の「実情」）を示す記述は一切なされていない（そのような経緯や事情が存在するなら当然言及されるはずである。）。本件訴訟上の他の証拠をみても、そのような経緯や事情を窺わせるものがないことは本準備書面冒頭でも述べたとおりである。

したがって、本件省令の制定時において A G の合意と異なる内容を敢えて定めたとの事情は存在しなかったと言わざるを得ない。

イ. 訴外 [] のメール（甲 127 の 1）

本件省令の立法時において、経済産業省の訴外 [] は、「政省令素案については、オーストラリア・グループの噴霧乾燥機の規制テキスト（英

文)をある程度日本語に翻訳したものとなっております」と明言している(甲127の1)。

これに対し、被告東京都は、訴外[]が上記文章において「ある程度」と記載していること、及び上記文章に続けて「一部、意図的に翻訳していない箇所もあります」と記載していることを根拠に、「AG原文を忠実に和訳することを前提としていることが明らかである」とする(同8頁)。

しかし、「意図的に翻訳していない」とは原文の一部を翻訳から意図的に外すことを意味するのであって、「原文の意味を変えて異なる意義に翻訳すること」とは相当距離のある概念である。

そして、訴外[]の同メール(甲127の1)の記述を見れば、「意図的に翻訳していない箇所」が①capable of drying toxins or pathogenic microorganismsに対応する日本語を置かなかったこと、及び②atomization nozzlesを(「噴霧ノズル」と直訳せずに)「2流体ノズル」と訳したこと、の2点であることが明らかであって、「殺菌」がdisinfectedを翻訳したものでないとか、異なる意義を有する文言であるといった説明は一切なされていない。

上記の点に関連して、被告東京都は、訴外[]が原告島田に省令の改正案を送るにあたり本件要件ハの解釈に言及していないことが、なにゆえ経済産業省が本件通達の解釈に従った運用をしていなかったことになるのか判然としない、等と主張する(10頁)。しかし、訴外[]は、「capable of being sterilized or disinfected in situ」との文言に関して、事前に原告島田に意見を仰ぎ、これに沿ってAGの会合で日本としての意見まで述べていた。それにもかかわらず、AGの合意を省令に反映するにあたり、本件要件ハを、以前から論点化していたAGの合意内の上記の文言とすら異なる意義にさせる意図があったのであれば、原告島田への意見照会にあたってその意図を明示的に説明して意見を仰がないのは不自然極まりない。実際には、訴外[]は、原告島田に対

し、AGの合意を忠実に翻訳していなかった箇所を中心に業界関係者としての意見を聴取したかったため、上記①や②のように明確な意図に基づいて原文とは異なる訳文とした箇所はメール内で言及する一方、「capable of being sterilized or disinfected in situ」との文言は、省令案とするにあたりAGの合意内容と異なる意義に翻訳した意識がなかったからこそ、甲127の1のメールで上記の文言に対応する言及をしなかったのである。

ウ. 他国の意見（甲128・甲129の1）

被告東京都は、訴外█████がデンマークの意見を紹介した「蒸気滅菌を含むすべての滅菌及び殺菌方法をカバーしている」との記載が、「滅菌又は殺菌の方法としてあらゆる方法が含まれると示唆しているものと認められる」と主張する（8頁）。

そもそも、AGリスト上、噴霧乾燥器に適用される「capable of being sterilized or disinfected in situ」との文言は、クロスフロー過器に用いられたのと同一の文言である（甲3）。そして、後者にいう「sterilized（滅菌）」の手法は「物理的手法（例えば蒸気）又は化学物質の使用」とされている一方で、「disinfected（消毒）」には「殺菌効果のある化学物質の使用」という明確な限定がある（訴状17頁参照）。したがって、敢えてこの文言と同一の要件を噴霧乾燥器に適用するように意見したデンマークが「disinfected（消毒）」の手法として「あらゆる手法」を想定していないことは明白である（デンマークの提案は原案どおり合意されている（丙A17・10頁参照）。後述するように、A国もアメリカも同じ理解をしている。）。

訴外█████のメール（甲128）のデンマークの意見に関する部分は、原文の日本語への翻訳が正確でない可能性がある上、当該記述に続く、「産業界によると乾熱滅菌（蒸気滅菌の反対）は微生物を最低限 \log_6 の滅菌を誘発する類似の信頼できる滅菌方法であるため、蒸気滅菌に限定したくない。」との記述からすれば、デンマークの意見は、「sterilized」

すなわち「滅菌」の手法として、蒸気滅菌と類似の信頼性を有する「乾熱滅菌」を規制対象とすべきこと述べたに過ぎないのであって、滅菌とはまったく異質の、微生物学上も存在しない「乾熱殺菌」なる手法を規制対象とすべきことを述べた意見でないことは明らかである。

また、被告東京都は、A国 の意見及びアメリカの意見について、「本件要件ハの「殺菌」が薬液消毒を伺わせる記載は一切認められない」と主張する（8頁）。

しかし、A国は、AGで合意された規制要件である「Capable of being sterilized or disinfected in situ」はクロスフローろ過器における「同じ言葉」と同一の意義、すなわち、噴霧乾燥器に関する上記の文言がクロスフローろ過器に関するテクニカルノートによる定義と同じ意義を有するものであるとの意見である。そして、テクニカルノートで定義された disinfected は薬液消毒を指すのであるから（甲3：「disinfected denotes the destruction of potential microbial infectivity in the equipment through the use of chemical against with a germicidal effect」）、A国の意見は、滅菌に加えて薬液消毒を噴霧乾燥器の規制要件に加えるべきであるとするものと理解される。

アメリカの意見も同様である。すなわち、アメリカの意見は、当時のAGリストにおける機器の滅菌・消毒機能に関連する要件に、遠心分離機や凍結乾燥器に適用されるタイプ（蒸気滅菌に限定されたもの）と、クロスフローろ過器に適用されるタイプの2通りが存在することを指摘した上で、噴霧乾燥器に適用するのはクロスフローろ過器に適用されるタイプと同一の要件とすべきであるというものである。アメリカは、その理由として、蒸気滅菌可能な噴霧乾燥器は業界的にほぼ例を見ない一方で、過去に転用がみられた薬液消毒の機能を有する噴霧乾燥器は規制する必要があることを挙げているのであるから、アメリカの意見もまた、滅菌に加えて薬液消毒を噴霧乾燥器の規制要件に加えるべきとするものと理解される。

(2) 経済産業省が本件通達の解釈に従った運用をしていなかったとの原告らの主張に対する反論（8頁～12頁）について

ア. [REDACTED] メール（甲129の1・4頁）

被告東京都は、平成24年3月に訴外[REDACTED]が原告島田に宛てて送信したメールでの記載をもって、「滅菌又は殺菌の方法としてあらゆる方法が含まれていることに言及している」と主張する（10頁(ア)）。

しかし、被告東京都の言及する訴外[REDACTED]メールは本件省令の改正時のものではなく、AGで合意された内容を原告島田に報告するメールである。そして、AGで合意された規制要件は、「Capable of being sterilized or disinfected in situ」であり、ここにいう「disinfected」は薬液消毒を指すものと定義された用語であるから、被告東京都の主張は失当である。

すなわち、訴外[REDACTED]は当時日本を代表してAGに参加し、規制の対象を蒸気滅菌機能付きの噴霧乾燥器に限定してはどうかとの意見を述べたが、デンマーク、A国及びアメリカの意見（甲128、129）によるとおり、クロスフロー過器と同様の規制要件を採用すべきとの他国意見に押され、滅菌の手法を蒸気滅菌に限定せず、かつ薬液消毒を含めた包括的な文言（Capable of being sterilized or disinfected in situ）が採用された。

被告東京都の言及する訴外[REDACTED]メールは、日本の意見がAGで採用されなかつた旨を原告島田に報告したものに過ぎず、さらにいえば、訴外[REDACTED]は、上記のデンマークの意見の趣旨を正しく理解していなかつたか、メールの起案にあたつて「disinfected（消毒）」には滅菌と異なり手法の限定が付されていたことを看過していた（有体に言えば、筆が滑った）に過ぎない。したがつて、当該メールをもつて、「滅菌又は殺菌の方法としてあらゆる方法が含まれている」との経済産業省による解釈運用を示したものと言うことはできない（実際、甲129号証の1のメールの当時は、国内法である本件省令はまだその案すら作られていなかつた。）。

イ. 輸出管理品目ガイダンスの記載（甲6）

被告東京都は、CISTECの発行した輸出管理品目ガイダンスの内容について、経済産業省の見解でないと主張する（10頁（イ））。

しかし、CISTECは、わが国の経済活動と調和した合理的な輸出管理を実現するとともに、国際条約等に基づく法や規則の国際的な調和の確保の推進を図ることを目的として設立され、企業に対する輸出管理に関する情報の提供や、内外の法制度の手続、解釈等の運用実態の調査、研究を行う非営利総合推進機関であり（丙A18・1頁～2頁）、平成23年ころAGにおいて噴霧乾燥器の規制が検討され始めたころから、「技術専門者ワーキンググループを開催し、AGの会合での議題を検討し、経済産業省安全保障貿易管理課のAG担当係長をサポート」（同2頁）し、本件省令施行後も、本件要件ハについて「日本国内ではどのような判定基準をもって輸出管理を行っているのか国内メーカーに調査することを依頼され」（同10頁）るなど、経済産業省による法令の解釈運用をサポートしていた。なお、噴霧乾燥器の規制の制定及び運用にCISTEC職員として関与していた訴外[]及び訴外[]はいずれも、経済産業省の非常勤職員でもあった。

以上のとおり、CISTECは輸出管理に関する法令の制定及び解釈運用において経済産業省を支援する専門家団体であるから、法令の解釈及び運用に関し、経済産業省と異なる見解をガイダンスに記述することは通常考えられない。現に、噴霧乾燥器や、これと要件の点で関連するクロスフロー過器に関して、CISTECと経済産業省の間に具体的な見解の相違があったことは本件訴訟上明らかにされていない。

したがって、経済産業省がガイダンスの監修を直接行っていないとしても、ガイダンスの記述は、経済産業省による法令の解釈運用を示すものとして高い信頼性を有する。

ウ. マトリクス表の記載（甲11、12）

被告東京都は、「関係法令上、本件要件ハの解釈運用の公表又は通知を義務付ける定めは見当たらない」と主張する（10頁（ウ））。

しかし、法令上の義務に基づくものであるか否かにかかわらず、マトリクス表は、経済産業省が法令を所管する省庁として広く関係者の使用に供するために作成、公表しているものであるから、その記載は、経済産業省による解釈運用を示すものとして高い信頼性を有する。

エ. EU対比表（甲131の1）

被告東京都は、「EU対比表の内容は経済産業省の解釈を示すものでないことは明らかである」と主張する（10頁～11頁（イ））。

しかし、EU対比表の作成主体であるCISTECと経済産業省の関係は上述のとおりである。また、EU対比表は経済産業省によるチェックが行なわれているのであるから（甲130）、経済産業省の解釈運用と異なる点が判明すれば当然是正されるはずである。

したがって、EU対比表の内容は、経済産業省による解釈運用を示すものとして高い信頼性を有する。

オ. 平成28年に実施されたヒアリング（甲132の1・2）

被告東京都は、平成28年5月にCISTECが経済産業省の依頼を受けて原告会社に対して本件要件ハの解釈運用に関する質問をした事実（甲132の2）について、「要するに、日本の事業者における該非判定基準を調査するために行われた質問であるから、当該質問が原告会社に対してなされたからといって、経済産業省が本件通達の解釈に従った運用をしていなかったことにはならない。」などと主張する（11頁（オ））。

しかし、当該ヒアリングは、他国から「定置した状態で内部の滅菌又は殺菌をすることができるもの」という要件についてわが国の輸出管理における評価方法について情報提供の要請を受けた経済産業省が、CISTECに依頼して実施したものであるところ（丙A18・10頁）、経済産業省が丙25号証に記載されている解釈運用を当時から行って

いたのであれば、原告会社に対して甲132の2に列挙されているような初步的な質問をするはずがない。

列挙された質問事項を見れば、経済産業省及びCISTECが、本件要件ハに関する基礎的な解釈すら満足に整理できていない上（質問事項1）、洗浄と殺菌の区別すら十分に判断できていないことは明らかである（質問事項3～5）。そればかりか、丙25号証の内容と明らかに異なるガイダンスの記述について「下記記載を、該当品と非該当品の線引きを行なう記載を追加する改訂を行ないたいと考えておりますが、訂正作業に協力いただけませんか。」と原告会社に打診している（質問事項6）。

このような質問が原告会社に対してなされること自体、当該時点において、経済産業省及びCISTECが、丙25号証記載に沿った解釈運用をしていなかつたことを強く推認させる。

(3) 曝露防止構造を有していることが規制要件であるとの原告の主張に対する反論（13頁～14頁）について

被告東京都は、曝露防止構造を有していることが規制対象の噴霧乾燥器の特徴である旨を記述したガイダンスについて、経済産業省は執筆、監修をしていない旨主張する（13頁(2)）。

しかし、上述のとおり、CISTECは輸出管理に関する法令の制定及び解釈運用において経済産業省を支援する専門家団体であるから、法令の解釈及び運用に関し、経済産業省と異なる見解をガイダンスに記述することは通常考えられない。

したがって、経済産業省がガイダンスの監修を直接行っていないとしても、ガイダンスの記述は、経済産業省による法令の解釈運用を示すものとして高い信頼性を有する。

この点について付言するに、曝露防止構造を備えていることを規制対象となる噴霧乾燥器の特徴として掲げるガイダンスの記述は、2013年1月発行の第6版、2014年12月発行の第7版、2016年1月発行

の第8版において存在し、2016年5月ころには本件要件ハに関する解説部分の改訂が検討されたにもかかわらず（甲132の2、丙A18・資料8）、2019年3月発行の第11版においても修正がなされていない（甲6）。

第2 温度実験について

1 温度が上がらない箇所の特定について

被告東京都は縷々述べるが、結局のところ [REDACTED] からの聴取結果に依拠して温度測定を行い（丙6・2頁～3頁）、その中で最も低温となった場所を最低温箇所と特定した（丙6・5頁）というに過ぎない（14頁～20頁）。この点、被告東京都は、株式会社 [REDACTED] からサイクロンの出口温度を計測すればよいと思う旨を聴取したこと（乙8の8）を根拠の一つとして挙げるが、同社は「定置した状態で滅菌又は殺菌したことは無い」との留保した上で、温度が上がりにくい箇所の存否に関して特段の指摘をすることなく、入口から出口に向けて熱風の温度が下がるから出口温度を測ればよいという単純な考え方を示しているに過ぎない。

本件では、入口から出口に向けて温度が下がるという大きな流れとは別に、本件噴霧乾燥器内に構造上温度が上がりにくい箇所が存在することを探知したか否かが、捜査の適法性の焦点である。そして、この点について、①[REDACTED] が「装置内部で菌が死ににくい場所は器具と器具の間のパッキン部分だろう」と述べていたほか（乙8の22）、②原告会社従業員である訴外 [REDACTED] が「サイクロン及び乾燥室内の圧力センサー等の部分」と、訴外 [REDACTED] が「計測器（圧力計等）」と、訴外 [REDACTED] が「温度、圧力を測るパートの部分」と具体的に述べていたことは、被告東京都も認める争いのない事実である（被告東京都準備書面（1）23頁（ウ）c）。

被告東京都は、これらの指摘をもってしても乾燥室測定口が最低温であることを認識し得なかつたと主張するが、大まかな熱風の流れに反して温

度が上がりにくい箇所が存在すること自体は認識していたのであるから、被告大川原の従業員から注意深く聴取を行ったり、本件噴霧乾燥器の同型器を [REDACTED] に見せたり、捜査員自ら慎重に同型器の見分を行うなどして、温度の上がりにくいことが予想される箇所を複数見定め、最低温となる箇所を特定するための追加実験を行うなど、必要な捜査を行うことで、乾燥室測定口が最低温であると特定することは容易にできたはずである。

警視庁公安部が本件噴霧乾燥器の温度計測実験を行ったのは、本件噴霧乾燥器 1 (RL-5) については平成 30 年 7 月 11 日 (丙 7)、本件噴霧乾燥器 2 (L8i) に至っては令和元年 5 月 9 日である。この時までに、[REDACTED] や原告会社従業員の指摘を踏まえて最低温箇所の特定のための追加実験がなされていれば、原告大川原らの逮捕に至る前に、乾燥室測定口が最低温箇所であることを特定することは十分に可能であった。

なお、被告東京都は、噴霧乾燥器メーカーやユーザーからの聴取によつても、殺菌しにくい箇所として「乾燥室測定口」を指摘する者がいなかつたことや、温度の上がりにくい箇所の指摘をした原告会社従業員が具体的に「乾燥室測定口」という言葉を使って説明をしていなかつたなどと弁解するが (17 頁 (ウ))、問題となるのは「乾燥室測定口」という名称の特定の可否ではなく、最低温となる可能性がある箇所として、温度や圧力を測定するための機器に関連する部位があることを認識できていたかであつて、上記のとおりそのことは現に指摘されていた。原告会社を含む噴霧乾燥器メーカーにおいて熱風で内部を殺菌する使用方法を想定して噴霧乾燥器の設計を行っているメーカーは皆無であったし、噴霧乾燥器を分解洗浄せずに熱風のみで滅殺菌して使用しているユーザーも皆無であったのであるから、乾燥室測定口という固有名詞を挙げて温度が上がりにくいなどと具体的に指摘する者がいなかつたのは当然である。他方、警視庁公安部は、[REDACTED] や原告会社の複数の従業員から、温度の上がりに

くい箇所が存在することを聴取していたのであるから、温度が特に上がりにくい箇所がどこであるかを特定するための検査を行うことは可能であったし、本件噴霧乾燥器の規制該当性を判断する上ではむしろ不可欠な検査であった。そして、既に述べた指摘を踏まえ、温度が上がりにくい箇所を特定するための検査を適切に行なっていれば、乾燥室測定口が最低温箇所であることを特定することができたのである。

被告東京都は、これらの指摘によつても、外事一課員において、乾燥室測定口が最低温箇所であると認識することは著しく困難であったなどと弁解するが、警視庁公安部は、指摘を受けたにもかかわらず何らの追加検査も行っていないのであるから、弁解は失当である。

2 粉体実験を行わなかったことについて

(1) 無害な微生物を用いて粉体実験を行うことは可能であった

被告東京都は、本件各噴霧乾燥器と同型器に細菌等の微生物を入れて実験を行うと、仮に実験の結果、微生物が残留していた場合、同噴霧乾燥器を完全に復元することが困難であると認められたなどと主張する（21頁～23頁）。

しかし、本件各噴霧乾燥器を運転させた場合に機器内に粉末状に堆積・残留する乾燥された細菌等の耐熱性は、人体に有害な微生物を用いなくても十分検証可能であった。すなわち、現に原告会社が行った（甲19ないし21）ように、省令に規定された有害な大腸菌そのものではなくとも、同じ大腸菌の中でも人体に無害なものや、乳酸菌をはじめとする無害な微生物を用いて粉体を製造したうえで、各部に残留した粉体内の微生物が機器内を通過する熱風にどの程度の耐性を有するか検証する実験を行うことはできたのであるから、被告東京都の主張は失当である。なお、本件刑事訴訟において弁護人らの指摘を受けた公判担当検事は、令和3年6月ころ、粉体を用いた実験を検討する旨を述べており、当時実験協力をしていた■大学の■准教授において粉体を用いた実験が行われたはずである。

(2) 噴霧乾燥器内の温度実験は粉体製造後の状態で行われなければ無意味であった

また、そもそも「定置した状態で内部の滅菌又は殺菌をすることができる」といえるためには、噴霧乾燥器の内部に細菌等が粉体として残っている状態で、これらの細菌等を殺滅できることを要することは当然であるところ、粉体が残置している状態では、空の状態と比べて、熱風の通りが悪くなるため噴霧乾燥器内の温度が一層上がりにくい。したがって、本件要件ハにつき「温度計測と乾熱滅菌器」を併用した証明を試みるとしても、前者につき噴霧乾燥器内部が空の状態で行う温度実験を行っただけでは、そもそも証明に足りない。

警視庁公安部の実験は、いずれも噴霧乾燥器内が空の状態で熱風を送つて内部の温度を測定しており、およそ不十分なものであった（丙7、丙14）。実際に、公判前整理手続において、粉体が残留する状態での機器内の温度は粉体がない状態のそれと比較して上昇しにくいことを反証実験結果に基づいて指摘され、これを受けた検察官の主張が全く異なる内容に変遷したことは訴状65頁及び66頁で述べたとおりである（なお、変遷後の主張は、粉体がない状態であっても機器内の温度が一定以上に上がればよいというものであるが、捜査の過程でも焦げた粉体の菌の耐熱性すなわち粉体が残存している状態での「殺菌」可能性が問題点として挙げられていたように、本件要件ハの解釈につきそのような想定はなされておらず、検察官の主張が弁護人の指摘を回避するために迷走していることは明らかである。）。

そして、(1)で指摘した粉体内の菌の耐熱性を検証の対象に加えるかは別にしても、こと噴霧乾燥器内の温度に焦点を絞ったこの実験についても、無害な大腸菌や乳酸菌等の微生物を用いて行うことも可能であったから、この点からも被告東京都の主張は失当である。

なお、本件刑事訴訟において弁護人らの指摘を受けた公判担当検事は、令和3年6月23日開催の第1回公判前整理手続期日の席上、「噴霧乾燥

器がどのような状態にあるときに滅菌又は殺菌できることを要するのか
について、噴霧乾燥器の内部に物がない状態を想定していたが、弁護側の
証拠を踏まえ、粉体が製造された後の状態を前提として再検討している
と述べ、粉体が残置した状態での噴霧乾燥器内の温度についての検討が捜
査過程において完全に抜け落ちていたことを認めている（甲73）。

被告東京都は、専門家の意見を聴取したなどと縷々弁解するが、捜査方針に沿うものとして被告東京都が挙げたものを含め、焦げた粉体の下の菌に熱が行き渡らない問題の指摘（乙8の15、丙A139）、実験菌を噴霧乾燥器で製造する必要があるとの指摘（乙8の41）、噴霧乾燥器機と乾熱滅菌器の構造の相違を指摘される可能性があることから、可能なら対象器で実験を行った方がいいのは間違いないとの指摘（乙8の44）等のように、粉体内の菌の耐熱性や噴霧乾燥器内の環境の再現性に懸念があることを示す見解はいくつもみられた。したがって、警視庁公安部は、得られた専門家の意見のうち、粉体による実験を行わないという捜査方針に沿わない消極的な意見だけを無視したものと言わざるを得ない。

また、捜査方針に沿うとされる意見も、これを述べたとされる専門家（乙8の39、41、43。）はいずれも噴霧乾燥器に関する知見を有するものではなく、噴霧乾燥器を使用した実験結果に基づくものでもない（どの程度正確にできたかは不明であるが、捜査員はこれらの専門家に噴霧乾燥器の構造等を説明していた（乙8の41、43等）。なお、いずれの専門家も、機器内の温度計測を粉体がない状態で行うことの当否は明示的に意見していないどころか、実際に得ていたのは機器内の粉体が存在する環境でも温度が確保できることを前提とした意見（丙Aの137、同139）や、構造の相違を指摘する意見（乙8の44）であり、粉体が存在しない環境での温度計測に積極的といえる意見は皆無である。）。ゆえに、運転後の噴霧乾燥器内に残留する粉体内の菌を熱風を送って殺せるかという命題との関係では、上記の意見はいずれも菌の一般的な性質からの推測の域を出ず、

既に述べた消極的意見の存在も加味すれば、粉体を用いた実験を行う必要性がないと判断する根拠としては到底不十分である。

加えて、上記のとおり粉体を用いた実験の困難性は一切理由とはならないのであるから、被告東京都の主張は失当である。

(3) 小括

以上のとおり、被告東京都の反論はいずれも失当である。

本件要件ハに関する警視庁公安部の解釈を前提としても、本件各噴霧乾燥器を用いて省令に規定する微生物の粉体を製造した後、内部に堆積・散在した粉体内の微生物を「殺菌」し切れなければ、本件各噴霧乾燥器は本件要件ハを満たさない。したがって、その可否は、輸出した機器の性能という客観的構成要件を基礎づける事実であって、かつ、科学的証明が比較的容易なものである。このように科学的証明が容易な事実に関する検査の裁量は、科学的合理性がある範囲に自ずから限定されると解される。

まして本件では、任意検査に相当期間協力した後の原告らの身体拘束を求める合理性が問題となるから、上記のような事実にかかる検査は、それ相応に合理性のある確実性の高い内容であったことが求められるというべきである。

ゆえに、本件各噴霧乾燥器内に粉体として堆積した微生物の耐熱性について、国賠法上違法の評価を免れるために通常求められる検査とは、原則として、省令で規定された微生物そのものを使用した本件各噴霧乾燥器によって粉体を製造した後に熱風を送る検証であると考えられる（実験結果にかかわらず、機器を分解したり薬液を使って滅菌・消毒することによって完全に復元することもあながち不可能ではない。）。仮に機器の復元の点を考慮して省令に規定された微生物そのものを使用した検証まで行わなかつたこと自体は違法ではないとしても、少なくとも、上記の検証に代えることの合理性を十分に首肯できる程度の検証を行わなかつたとすれば違法であると言わざるを得ない。

そして、警視庁公安部が粉体を用いた検証を一切行わなかったことは、専門家から指摘されていた粉体中の菌の耐熱性の看過に繋がっただけでなく、温度計測と乾熱滅菌器の併用による証明という独自に設定した枠組みの下でも証明には不十分な検証であったうえ、専門家の意見の内容からも自らの検証の不十分性に気付き得たから、通常求められる捜査を怠ったものとして違法である。

第3 取調べの違法性に対する反論

1 原告島田の嫌疑の程度について

(1) 国内法令に沿った解釈運用に基づき捜査を行った旨の主張について

被告東京都は、外事一課員らは、国内法令に沿った解釈運用に基づき捜査を行ったものであると主張する。

しかし、経済産業省の本件要件ハの解釈運用について、被告東京都の主張に理由がないことは本準備書面第1において既に詳述したとおりである。

(2) 訴外 [] ヒアリングにおける原告島田の発言について

被告東京都は、平成24年2月23日、訴外 [] が行った原告会社に対するヒアリングで、原告島田が、「噴霧乾燥器は、入り口温度から出口温度までを100度等高い温度で保つと滅菌又は殺菌できるということを説明された」旨主張する（25頁・イ）。

しかし、原告島田は、同日、訴外 [] らから噴霧乾燥器に100度の熱を送ることで滅菌又は殺菌できる旨聞かれたため、ある程度は菌が死ぬのではないかと考え、その旨答えたが、「滅菌又は殺菌できる」という意味での回答は一切行っていなかった。むしろ、噴霧乾燥器はあくまで乾燥器であって、滅菌又は殺菌できるものではないから、そもそも滅菌又は殺菌といった概念は存在しない旨回答していた（丙A17、資料4・(13)）。それにもかかわらず、原告島田が「滅菌又は殺菌できる」（同資料4(14)）と明言するはずもなく、同資料4が同席していたCISTEC担当者の作

成した資料であることを考えると、同担当者が原告島田の「菌がある程度死ぬのではないか」との発言を「殺菌又は滅菌できる」と誤って解釈した上記載を行ったと考えるのが自然である。

実際に、その後、資料4(14)の認識について、「この温風方法では完全な滅菌・殺菌にならないのではないか。」と記載されていることからしても(丙A84・資料7・2頁)、当時原告島田が噴霧乾燥器に100度の熱を送ることで滅菌又は殺菌できる旨回答したとは考えられず、被告東京都の主張する事実は存在しない。

被告東京都は、原告島田が「蒸気滅菌」に限定するべき意見を述べた旨主張するが、これはそもそも、CISTECの訴外██████が提言した(丙A17・11頁)ものであり、原告島田及び亡相嶋は、その提言に対し特段異議を述べなかつたに過ぎない。

(3) ヒアリング後の訴外██████のメールについて

また、被告東京都は、訴外██████が原告島田に対し、平成24年3月12日のメールで「乾燥滅菌でもある程度滅菌ができるということなので、滅菌及び殺菌の方法を指定せず包括的な文言にせざるを得ない。」とメール送信した(丙A17・資料9・2頁)ことで、蒸気滅菌に限定されず、あらゆる滅菌及び殺菌方法を規制せざるを得ない旨明確に回答したと主張する(25頁・イ)。

しかし、被告東京都の言及する訴外██████メールは、日本の意見がAGで採用されなかつた旨を原告島田に報告したものに過ぎず、「滅菌又は殺菌の方法としてあらゆる方法が含まれている」との経済産業省による解釈運用を示したものと言うことはできないことは本準備書面第1・2(2)ア(11頁)で主張するとおりである。原告島田としても、訴外██████の同メールは、「乾燥滅菌」との言葉の意味がそもそも不明である上、「殺菌」の意味についてはそもそも何ら言及もされていないから、経済産業省が「滅菌」「殺菌」の定義についてどのように考えているかは示されておらず、経済産業省の本件要件ハに関する解釈を認識することはできなかつた。

(4) 本件省令改正案に対する原告島田の意見について

被告東京都は、原告島田が「A Gで規定した”capable of drying toxins or pathogenic”を政令あるいは省令に記載したほうが良いと思います。そうでなければ、他国に比べ広範囲の規制となり一般輸出に影響が出る恐れがあります。」などと意見したが反映されなかつたこと及び原告大川原が本件省令改正案のパブリックコメントに、規制対象となる噴霧乾燥器を「毒素や病原性を持つ微生物を乾燥できるという特徴を持つ」ものに限定する趣旨の意見を監査役を通じて提出したが、同パブリックコメントは反映されなかつたことから、原告島田及び原告大川原が原告会社の噴霧乾燥の輸出に影響が出ないよう規制範囲を限定しようとしていた旨主張する（25頁・ウ、エ）。

しかし、原告島田についても、原告大川原についても、あくまで本件要件ハの解釈がA Gと日本で異なることを前提に、そのことを明確化するためにA Gの原文のとおり「毒素や病原性を持つ微生物を乾燥できるという特徴を持つ」と記載することを意見しているのであり、経済産業省の本件要件ハの解釈がA Gの合意と異なることを前提にその規制範囲を限定しようと意図して意見しているわけではないので、被告東京都の主張は失当である。

さらには、この原告大川原の意見については、「規制の趣旨は、輸出令別表第一の3の2項（2）の規定内容から明確である」旨の回答がなされている（丙21・資料5）。この点、輸出令別表第一の3の2項（2）においては、規制対象となる噴霧乾燥器は、「軍用の細菌製剤の開発、製造若しくは散布に用いられる装置又はその部分品」である旨規定されている。そうすると、「軍用の細菌製剤」とはその原料が「生物、毒素若しくはそのサブユニット又は遺伝子」であるため（輸出令別表第一の3の2項（1））、「毒素や病原性を持つ微生物を乾燥できるという特徴を持つ」噴霧乾燥器が規制対象となることは明らかである。したがって、そもそも原告島田及び原

告大川原の意見が反映されなかったわけではないから、被告東京都の主張は事実と異なる。

また、被告東京都は、原告島田が「in situ」について「定置した状態で」ではなく、「分解せずに」としたほうが意味が明確になる旨意見したが、同意見が反映されなかった旨主張する。しかし、原告島田はわかりやすさの点から「分解せずに」という文言にすることを意見したにすぎず、「定置した状態で」と「分解せずに」で異なる解釈となるわけではないため、これをもって原告島田が規制範囲を限定しようとしていたわけではないため、被告東京都の主張はそもそも失当である。

(5) 小括

以上のとおり、原告島田は、経済産業省の本件要件ハの解釈運用を当時から認識していたわけでもない。原告島田及び原告大川原は、原告会社の噴霧乾燥器の輸出に影響が出ないよう規制範囲を限定するために、訴外[■]にメールを送ったり、パブリックコメントに意見したわけでもない。ましてや、原告らは経済産業省の本件要件ハの解釈運用が蒸気滅菌に限定されることを主張するものではないから、被告東京都の原告島田の嫌疑が相当高度であったとする主張にはいずれも理由がなく失当である。

2 事前に恣意的な供述調書を作成したとの主張について

被告東京都は、[■]警部補は事前に聴取した内容を白紙に打ち出し、当該用紙を見せながら原告島田からさらなる聴取を行いつつ、加除訂正し、供述録取終了後、供述調書に転記の上、原告島田に対し内容を読み聞かせた上で、当該供述調書を閲覧させて誤りのないことを確認し、原告島田がこれに納得して署名指印しているのだから、原告の主張は事実に反する旨主張する（26頁）。

しかし、[■]警部補が白紙に事前に聴取した原告の供述内容を打ち出した事実は一切存在せず。また、[■]警部補は原告島田に対し、供述調書の内容の読み聞かせなど行っていない。供述調書が取調開始前に下書きの形ではなく調書の形すでに完成・印刷されており、[■]警部補は、更なる

取調べを行うことなく、原告島田に対して署名指印を要求していたことは原告第2準備書面第1・3(1)で主張のとおりである。

したがって、被告東京都の主張は事実に反する。

3 供述調書を修正等する機会を不当に妨害したとの主張について

(1) ペンの貸与について

被告東京都は、[REDACTED]警部補は、供述調書への署名のために原告島田にペンの貸し出す以外は、原則、背広やワイシャツの胸ポケットにペンを入れ、あるいは原告島田が手を伸ばしてもすぐに届かない位置にペンを置くなど、自傷行為や受傷事故防止のための特段の配慮をしていたと主張する(27頁)。しかし、原告ら第2準備書面第1・4(2)記載のとおり、そのような事実はない。原告島田の取調べ中、ペンは常に机上又は机上に置かれたレポート用紙の上に置いてあり、原告島田が手を伸ばせば届く位置にあった。また、原告島田は、取調べ中、鞄等の所持品を自身のすぐ隣に置いていたことからすれば、[REDACTED]警部補が原告島田の自傷行為を懸念したり、そのための防止措置を取っていないことは明らかであり、この点からも、特段の措置をとっていたとする被告東京都の反論は事実に反する。

被告東京都は、被疑者として取調べを受けている者が突如自傷行為等に出る可能性があると主張し、割り箸を口中に入れて自殺を図った事案(佐賀地判平成9年1月24日判例タイムズ970号146頁)を例として挙げる。しかし、上記裁判例は、殺人・放火事件につき警察署で任意取調べを受けていた被疑者が、犯行の概要をひとしきり供述した後、意を決したように、自身が死刑になることは間違いないと考えており、死刑になる覚悟はできているなどと述べたり、割り箸で自傷行為に及ぶ以前においても、壁に頭部を打ちつける、後方に倒れ掛かる、手足をばたつかせて暴れるなどの異常行動に出て取調べ官に取り押さえられることがあったなど、自傷行為を予期させる言動が複数回あった事案であって、本件とは事案を著しく異にする。

原告島田は、粗暴犯の前科前歴もなく、39回にわたる任意出頭要請にも真摯に応じているうえ、上記裁判例とは異なり、犯行について否認しており、取調べ中に異常行動を起こしたり、自傷行為を予期させる言動をしたことは一切なかったのであるから、自傷行為や受傷事故が発生する具体的な危険性は皆無であった。

被告東京都の主張は、状況が全く異なる事案を例として挙げ、具体的な危険が一切ないにもかかわらず、漠然的、抽象的な危険感のみを根拠とするものであり、失当である。

(2) 交換条件の提示をしたとの主張について

被告東京都は、[REDACTED]警部補は白紙に打ち出した原告島田の供述内容を同人にに対して当該用紙を見せながら更に聴取しつつ加除訂正し、供述の録取が終了した段階でその内容を供述調書に転記し、原告島田に対してその内容を読み聞かせた上、閲覧させ、誤りのないことを確認し、原告島田が納得した上で署名指印しているのだから、増減変更申立てがなされた供述調書がなかったとしても不自然ではない旨主張する（28頁）。

しかし、[REDACTED]警部補が白紙に原告の供述内容を打ち出した事実は一切存在せず、また、読み聞かせも行っていないことは、上記2で主張のとおりである。

原告島田が納得して供述調書に署名指印しているのであれば、原告島田が「もう協力したくない。私が言った内容を書類にしてもらえないし。」（乙6の18・1頁）、「私が話した内容が悪意のかたまりみたいな書類にされている」（乙6の19・1頁）などと抗議するなど到底考えられず、その点からも被告東京都の主張は事実に反している。

(3) 増減申立てを拒否したことについて

ア. 被告東京都の主張は、大要、原告島田は増減変更申立てを行ったが、当該申立ての内容と捜査メモ等に記載された原告島田の過去の供述との間に齟齬があったため、[REDACTED]警部補は内容が不自然であるから増減変更申立てに応じることはできないと説明し、原告島田を説得

したというものである（29頁）。しかし、以下のとおり、そもそも、原告島田の主張は一貫しており、被告東京都の主張するような矛盾・齟齬はない。

イ. 「①規制要件の認識」について齟齬がないこと

被告東京都は、原告島田が曝露防止構造を有するCIP機能付き薬液による滅菌・殺菌が可能な噴霧乾燥器が規制要件に該当すると認識していたとの主張は、経済産業省から滅菌及び殺菌の方法を指定せず包括的な文言にせざるを得ないと説明されたことから、あらゆる方法を含む「滅菌・殺菌」という広範囲な規制になる見込みと原告大川原に説明したなどの原告島田の供述（乙6の5、乙6の6、乙6の10、丙A86）と齟齬すると主張する（29頁～30頁）。

しかし、原告ら第2準備書面第1・2(2)記載のとおり、上記経済産業省の説明は日本法ではなく、AGの規制範囲について述べたものである上、その内容も滅菌と殺菌の区別がついていない誤ったものであった。捜査メモにおける記載も、■警部補が上記の理解を誤ったまま記載したものであり、原告島田の認識や供述内容を正確に記載できていない。

よって、原告島田の規制要件に関する供述に矛盾や齟齬はない。

ウ. 「②非該当判断の根拠」について齟齬がないこと

被告東京都は、原告島田のガイダンスに従って非該当と判断し許可が不要だと思い無許可で輸出したとの主張は、原告会社における会社統一の明確な理由付けはなかった、原告大川原ら3名を含め誰も該否の判断基準を示さなかった、本件要件ハ非該当となる根拠や線引きを示せなかったなどの供述と齟齬する旨を主張する（30頁～32頁）。

しかし、原告島田がガイダンスに従って非該当であると認識していたことと、原告会社において会社統一の明確な判断基準が存在しなかったことは両立し得る事実であり、矛盾・齟齬はない。そして、

原告ら第2準備書面第1・2(2)記載のとおり、原告島田は、初回の任意取調べから一貫して、(輸出管理品目ガイダンスの内容に沿って)原告島田が曝露防止構造を有するCIP機能付き薬液による滅菌・殺菌が可能な噴霧乾燥器が規制要件に該当すると認識していた旨を述べている(乙6の3)。

なお、「原告会社製噴霧乾燥器が該当し得る規制条件になった」という検査メモ(乙6の23)の記載は、原告島田が当時そのように認識していたわけではなく(原告島田は、曝露防止構造を有し、薬液によるCIP機能が該当し得る規制条件になったと理解していた。)、

■警部補から、検証の結果、経済産業省が原告会社製噴霧乾燥器は規制に該当する旨の見解を示していると言わされたため、そのように表現したに過ぎない。その他、検査メモでは、原告島田が、輸出管理体制や該非基準について、「杜撰でいい加減」(乙6の9)、「非常にいい加減」(乙6の15)、「責任逃れで手を引いてしまった」(乙6の36)、「無責任に法、規制を軽視した」(乙6の38)などと供述したように記載されているが、事実に反する。かかる発言は、会社統一の該非の判断基準があったわけではないと述べた原告島田に対し、■警部補が述べた表現であり、原告島田がこれに反論しなかったことから、あたかも原告島田がそのように供述したように検査メモに記載されたものである。

よって、「②非該当判断の根拠」に関する認識に齟齬はない。

工. 「③「殺菌」の認識」について齟齬がないこと

被告東京都は、原告島田は乾熱殺菌が業界において非常識であり、一切発想したことがなかったとの主張は、熱風を送り込む方法で定位した状態で装置内部を殺菌することができるので規制に該当するとの供述と齟齬すると主張する(32頁～35頁)。

しかし、第2準備書面第1・2(2)記載のとおり、原告島田は、噴霧乾燥器内部に熱風を送り込めば菌が死ぬだろうと問われた際に、死

ぬ菌もいるであろうと述べたことはあるが、細菌分野についての技術的知見を有しておらず、滅菌・殺菌の意義を理解していなかったことに加え、熱風で菌が死ぬか否かと、規制対象（定置した状態で内部の滅菌または殺菌をすることができるもの）に該当するかは別問題と考えており、熱風で菌が死ぬことをもって規制対象に該当するという認識はなかった。

被告東京都が、原告島田の主張と齟齬するとして適示する検査メモの記載（乙6の4、乙6の5、乙6の35、乙6の36など）は、
■警部補が、熱風で「死ぬ菌もいるであろう」と述べた原告島田の発言を、熱風により何らかの菌がある程度死ねば「殺菌」に該当するとの独自の解釈のもと、「規制に該当する」「殺菌できる」などのように都合よく解釈・加工して記載したものであって、原告島田の認識や供述を正確に反映したものではない。

よって、原告島田の「③「殺菌」の認識」に関する供述に齟齬はない。

才． 齒齬がある場合でも増減変更申立の拒絶は許されないこと

以上のとおり、原告島田の供述に矛盾や齟齬はないが、仮に被疑者が過去の取調べにおける供述と矛盾する増減変更申立を行った場合でも、これを拒絶することは違法であることは、原告ら第2準備書面第1・4(4)乃至(6)記載のとおりである。

4 誘導や詐術的発言、恫喝を含む言動をしたことについて

- (1) 被告東京都は、■警部補が原告島田に対し、①熱風により何らかの菌がある程度死ねば「殺菌」に該当するとの解釈を述べたこと、②原告会社製の噴霧乾燥器が「あってはならない場所」に納入されていたが、その場所については検査中であることを述べたこと、③供述調書は供述書ではなく、調書なので被疑者が言う内容をそのまま書類にする必要はない等と述べたこと、④「そんなこと言っていたらセイシン企業の植田さんのようになるぞ」「過去の不正輸出事例では殆ど逮捕されている。今

回もそのようになる。該当と知っていたと認めないと不利になる」と発言したこと、⑤原告大川原及び亡相嶋は認めている旨を述べたことについて、①及び⑤の事実は存在しないと反論する。そして、その根拠として、取調べメモに①及び⑤の発言をしたことを窺わせる記載がないことを挙げる（35頁～36頁）。また、①に関して、「相嶋は私に『殺菌も含めると規制が広範囲になる。殺菌では、菌が生き残っている状態もあり得る』と指示をした」という捜査メモ（乙6の7）の記載を根拠として、原告島田が、「殺菌」は菌が生き残っていることも含まれる（換言すれば、菌が少しでも死ねば「殺菌」に該当する）という自身の誤った認識を【】警部補の独自の解釈などとすり替えていると批判する。

(2) しかし、捜査メモはその名のとおりあくまで「メモ」であって、聴取内容の全てを記録するわけではないから、捜査メモに①及び⑤の発言をした旨が記載されていないとしても、何ら不自然ではない（起訴の障害となる捜査機関側に不都合な事実についてはなおのことである。）。

また、捜査メモの記載内容には原告島田の主張と整合性のある記載がある。すなわち、平成30年12月20日の取調べにおいて、原告島田が取調官に滅菌殺菌の定義を尋ねた際に、取調官は「滅菌はあらゆるもののが死滅。殺菌はそれより弱いのは当たり前」で、「粉体にした菌や毒素の残りではないのか。」と回答し、これに対して原告島田が、「大腸菌等がどれくらいの温度で死ぬのかわからない。」と述べると、「通常の生き物がどの程度の環境で死ぬのか、自分で常識で判断しろ。」と述べたことが捜査メモに記載されている（乙6の2・2頁）。上記捜査メモの記載からは、取調官は、少なくとも何らかの菌や毒素が残っていても「殺菌」に該当すると認識していたこと、及び、菌の死滅の判断は、個人が常識で判断できる程度のもの（厳密にすべての菌及びその毒素が除去されたことの確認を必要としないことを前提とする発言である。）だという認識を有していたことが読み取れる。このような捜査官の態度及び発言は、

【】警部補が何らかの菌がある程度死ねば「殺菌」に該当する旨の解釈

を述べたという原告島田の主張と極めて整合的であり、[REDACTED]警部補が上記解釈を原告島田に伝えたことを強く推認させるものである。

よって、①及び⑤の発言が捜査メモに残っていないことを根拠として、①及び⑤の発言がなかったとする被告東京都の主張は失当である。

なお、②乃至④が、国家賠償法上違法となることについては、原告ら第2準備書面第1・5(2)乃至(5)記載のとおりである。

5 本件弁解録取書に係る主張について

(1) 弁解録取書のドラフトを作成していたことについて

被告東京都は、[REDACTED]警部補が、それまでに聴取した内容を基に白紙に下書きを打ち出し、原告島田の弁解を録取した旨を主張する(36頁)。しかし、訴状第5・3(1)、原告ら準備書面2・第1・3、同第2・2記載のとおり、[REDACTED]警部補が作成した弁解録取書は、白紙に打ち出した下書きではなく、弁解録取書形式で作成されたものであり、[REDACTED]警部補は、本件弁解録取手続きの開始早々、被疑事実に関する弁解を聞くことなく、上記弁解録取書への署名指印を求めたものである。刑訴法198条3項は、事前に作文することは認めていないのであるから、[REDACTED]警部補の上記行為は違法というべきである。

(2) 弁解録取書①の修正依頼に応じなかったことについて

被告東京都は、原告島田が、業務運営会議で亡相嶋が「うちのは殆どあたらない」と言って、原告大川原が異論を唱えなかつたので、これが「非該当」と決まった経緯である述べたとする捜査メモ(乙6の15)や、「輸出規制の対応をしていたのは、社長、相嶋、私であつて、大筋で、非該当で輸出する方針をこの3人で決めた」と述べたとする捜査メモ(乙6の39)、その他原告大川原や亡相嶋の供述調書等を理由に、原告島田が、原告大川原や亡相嶋と方針について協議したことがあると主張する(37頁～38頁)。

しかし、被告東京都が根拠とする乙6号証の15、乙6号証の36の捜査メモは、いずれも原告島田が作成したものでもその内容を確認したもの

でもなく、[REDACTED] 警部補が島田の供述をもとに作成した作文に過ぎない。この点を置くとしても、乙6号証の15、乙6号証の36の該当箇所に記載されている生の事実は、平成25年10月7日の業務運営会議において亡相嶋が「うちのは殆どあたらない」と発言したというだけであって、原告大川原、亡相嶋及び原告島田の間で「協議」がなされた事実など一切記載されていない。また、被告東京都の提出する一連の捜査メモ（乙6の1ないし39）のどこにも、三者で協議がなされた事実は一切記載されていない。

また、仮に、[REDACTED] 警部補が弁解録取書のドラフトに記述した内容が、[REDACTED] 警部補の認識する原告島田の従前の供述内容に沿ったものであったとしても、増減変更申立に応じてないことが国家賠償法上違法となることは上記のとおりである。

この点、[REDACTED] 警部補は、弁解録取書①のドラフトに記載していた「社長の大川原正明と現顧問相嶋静夫から指示された、非該当で輸出するとの方針に基づき」という文言の削除要求に対し、修正したと嘘つき、修正されたものと誤信した原告島田をして署名指印させたのであるから、悪質極まりない。

(3) 弁解録取書①を裁断した行為について

弁解録取書①の裁断が違法であることは、原告ら準備書面2・第1・4記載のとおりである。

なお、被告東京都は、弁解録取書①を不要文書用の茶箱に入れていることを失念し、取調べ終了後の同日、過失により裁断機した旨を述べる（被告東京都準備書面（2）第3の3（2）ウ）。しかし、そうであれば、すぐさま被疑者弁解録取状況報告書を作成すべきであるのに、弁解録取書①の破棄から14日も経ってから（令和2年3月25日になって）同報告書を作成するのは不自然であり、弁解録取書①の裁断にかかる被告東京都の主張は事実に反するというべきである。

以上